

香美町農業委員会総会(第1回)議事録

- 1 開催日時 令和4年4月25日(月) 9:30～10:45
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(12人)

会長	1番 古川 功兒
会長職務代理者	2番 中村 成一
委員	3番 岡田 久志
	4番 西村 功
	5番 井村 壽之
	6番 文堂 福一
	8番 門垣 日出男
	9番 中村 彰男
	11番 田中 一馬
	12番 吉川 正人
	13番 橋本 幸長
	14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(2人)

	7番 米田 和弘
	10番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

代表	1番 中川 君雄
	2番 高田 勝
	3番 青山 政行
	4番 原 君枝
	5番 小林 隆夫
	7番 田野 豊博
副代表	8番 東垣 泰彦
	9番 毛戸 良久
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

	6番 田中 晃
	10番 本上 純也
- 7 議事日程

第1	会期の決定	4月25日 1日間
第2	議事録署名委員の指名	
第3	報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4	議案第1号	非農地証明願承認について
第5	議案第2号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
第6	議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」にお願いしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第1号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第1号の非農地証明願について、4月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」が現地調査をしています。本来ですと「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いするところですが、急遽、欠席になりましたので、代わりに事務局に説明をさせます。
事務局	申請地ですが、旧JAたじま佐津支店の南西約20mのところ佐津川沿いにあります。 現地は、現況写真のように雑草が生い茂り原野化していました。周辺は宅地化が進んでおり申請地の北側はススキが生い茂った耕作放棄地、南側は宅地、東側は道路、西側は佐津川に面しており、周辺の耕作はなく里道、水路への影響はありません。地目変更登記のための願出です。
議 長	事務局から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから13ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。

議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第2号 番号1番の申請について、4月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡地域局から八鹿方面に約2kmいったところに寺河内バス停があります。そこを左斜めに200mほどあがっていきますと寺河内集落があります。中心地に神社があり、そこから約200mほど山側にあがっていきますと道路の右下に申請地があります。 申請内容ですが、先代のころから譲受人が申請地を耕作されており、このたび不在地主である譲渡人からの譲渡の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第2号 番号2番の申請について、4月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号から小代堆肥センターに上がる三差路を東垣方面に約800m上った右側にあります。 申請内容は、経営規模拡大のため譲受人からの要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第3号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊞

㊞